

2025 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 9 月)

1 時限目 A 専門科目

国際私法 試験問題

|         |     |
|---------|-----|
| 受 験 番 号 | 氏 名 |
|         |     |

2025 年度（令和 7 年度） 近畿大学大学院法学研究科 博士前期課程 入試問題

【国際私法】

以下の問 1 と問 2 の両方に解答しなさい。（解答の冒頭に問題の番号を明記すること。）

問 1 債権譲渡の準拠法について論じなさい。

問 2 人事訴訟事件の国際裁判管轄に関する規律の概要を説明したうえで、財産関係事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律と比較しながら、その特徴について論じなさい。

## 解答例

近畿大学大学院法学研究科 ( 博士前期 ) 課程

2025年度入試 ( 9 ) 月期 <2024年度実施>

( 一 般 ) 入学選考

( A 専門科目 )

科目名 ( 国際私法 )

### 問 1

債権譲渡の準拠法を決定するにあたり、債権譲渡の成立及び債権の譲渡人と譲受人の間の効力の準拠法に関しては特段の規定が設けられておらず、解釈に委ねられている一方で、債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法に関しては法の適用に関する通則法23条に明文規定が置かれている。したがって、(1) 債権譲渡の成立及び債権の譲渡人と譲受人の間の効力の準拠法の決定と(2) 債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法の決定とに分けて論じることになる。

(1) 債権譲渡の成立及び債権の譲渡人と譲受人の間の効力の準拠法については、債権譲渡は準物権行為であってその原因行為である債権行為とは区別されるとともに、それにより債権者の交替がもたられるという点で債権の運命に関わる問題とみて譲渡対象債権の準拠法によると解するのが通説の立場である。これに対しては、準物権行為とその原因行為である債権行為の区別に拘泥することなく、債権の円滑な流通を促進するという実務的要請に配慮して債権譲渡を債権行為に準じて取り扱い、債権譲渡契約の準拠法によるとする説なども有力に主張されているところである。このような学説の状況を的確に整理した上で、それらの学説の当否につき詳細に論じることが求められる。

また、(2) 債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法については、かつて法例12条では債務者の住所地法主義が採用されていたところ、現在では法の適用に関する通則法23条において譲渡対象債権の準拠法によるとされている。このような法改正に至った経緯・理由などについても具に説明した上で、現行規定に基づく準拠法の決定につき論じることが求められる。

さらに、上記(1)(2)の論点に加えて、債権譲渡の準拠法の決定に関連して付随的に問題となる、債権の譲渡可能性、譲渡禁止特約の効力などの準拠法の決定についても付言することが望ましい。

## 解答例

近畿大学大学院法学研究科 ( 博士前期 ) 課程

2025年度入試 ( 9 ) 月期 <2024年度実施>

( 一 般 ) 入学選考

( A 専門科目 )

科目名 ( 国際私法 )

### 問 2

人事訴訟事件の国際裁判管轄に関する規律については、人事訴訟法3条の2において、被告の住所に管轄を基礎付けつつ（同条1—4号）、関係当事者の国籍（同条5号）や関係当事者の最後の共通の住所（同条6号）に着目した管轄のほか、例外的に原告の住所（同条7号）に着目した管轄が認められている点、また、当該人事訴訟に関連する案件の同時解決への配慮から、関連請求の併合による管轄（人事訴訟法3条の3）、離婚の訴え等に附帯する子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄（人事訴訟法3条の4）が併せて認められている点、さらにこれらの規定に基づき日本の裁判所が当該訴えについて管轄権を有することとなる場合であっても、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情がある場合には当該訴えを却下することが可能とされている点（人事訴訟法3条の5）などについて、適切に説明することが求められる。

さらに、このような人事訴訟事件の国際裁判管轄に関する規律の概要を踏まえた上で、その特徴として、人事訴訟事件の国際裁判管轄の規律においては、財産関係事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律におけるのと同様に（民事訴訟法3条の9、家事事件手続法3条の14）特別の事情による却下（人事訴訟法3条の5）が認められており、日本の裁判所の国際裁判管轄を決定するにあたって共通する二段階の判断枠組みが採用されていること、またその一方で、人事訴訟事件の国際裁判管轄に関する規律においては、財産関係事件の国際裁判管轄に関する規律におけるような合意管轄・応訴管轄といった当事者の意思に基づく管轄は認められていないこと、さらに家事事件の国際裁判管轄に関する規律におけるような事件類型ごとに管轄原因を定める規定形式はとられずに、事件類型を問わない一体的な規定形式が用いられていることなどを挙げて、詳細に論じることが求められる。

## 出題意図

近畿大学大学院法学研究科 （ 博士前期 ） 課程

2025年度入試 （ 9 ） 月期 <2024年度実施>

（ 一 般 ） 入学選考

（ A 専門科目 ）

科目名 （ 国際私法 ）

問1は、債権譲渡の準拠法の決定に関する各論点について、適切に整理・検討を行うことができるかどうかを問うものである。

問2は、人事訴訟事件の国際裁判管轄に関する規律の概要を把握できているかどうかを問いつつ、財産関係事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律との比較検討を求めることにより、わが国の国際裁判管轄の規律に関する総合的な理解度を判定することを意図している。